

模倣品対策関連法案(H.R.32)が成立

2006年3月17日
JETRO NY 澤井、中山

今会期(米国109議会)として初の模倣品対策関連法案となるH.R.32¹が、3月16日に米大統領の署名を経て成立した(Public Law No: 109-181)。

同H.R.32法案は、偽造マーク自体の取り引きに関する現行刑事罰規定の抜け穴(ループホール)²を修正し、模倣品製造設備・機器の押収・破棄等を規定した法案である。昨年5月に下院を通過、上院で修正が加えられた³後、再び下院の採決を経て、本年3月7日に議会を通過していた。

ブッシュ大統領は同法案の署名に際し、昨年の経済成長率(3.5%)や失業率(4.8%)を引用し、米国の生産性や革新性、起業家精神をたたえ、これを引き続き維持するためには、新たな法のエンフォースメントが重要であるとし、併せて、模倣品がビジネスや雇用のみならず安全保障も含めた多方面に打撃を与えるとして、同法案が模倣品対策に有効であると説明⁴。また、グティエレス商務長官は、ブッシュ政権の経済面における最重要課題の1つが模倣品対策であるとして、同法案の成立を賞賛している⁵。なお、同法案は国際反模倣品同盟(IACC)⁶、米国知的財産権者協会(IPO)などのIP団体や全米製造業者協会(NAM)、米国商工会議所等からも広く支持されていた⁷。

< Stop Counterfeiting in Manufactured Goods Act (H.R.32)のポイント >

- (1) ラベル、ステッカー、エンブレム、メダル、包装等に偽造マーク(counterfeit mark)が使用されていること知りながら、その偽造マーク自体の取引を行う行為についても刑事罰の適用対象となるように、偽造マークが付された模倣品の取引に関する刑事罰規定に当該行為を追加する(18USC2320(a)改正)。

¹ http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h32enr.txt.pdf

² 従前、偽造マーク自体の取引行為を罰する明確な規定が存在しなかったため、模倣品取引の罰則を定めた規定に違反しないとした連邦高裁の判決(United States v. Giles, 213 F. 3d 1246, 54 USPQ2d 1919 (10th Cir. 2000))によりループホールが顕在化。

³ 2006年2月17日付け知財ニュース「模倣品対策法案(HR32)が上院修正、再び下院へ」を参照。

⁴ <http://www.iacc.org/PresidentSigns.pdf>

⁵ http://www.commerce.gov/opa/press/Secretary_Gutierrez/2006_Releases/March/16_Gutierrez_Applauds_HR32_Signing_rls.htm

⁶ ワシントンDCに本部を置き、反模倣品活動を展開する非営利団体(1978年設立)。模倣品対策及びエンフォースメント強化のためのロビー活動、被害実態の調査、研修、広報活動等を行う。

⁷ IACC(International AntiCounterfeiting Coalition) プレスリリース<http://www.iacc.org/HR32SigningPressRelease.pdf>
米国商工会議所 プレスリリース<http://www.uschamber.com/press/releases/2006/march/06-50.htm>

- (2) 模倣品、偽造マーク自体の取引で得られた利益の没収を規定する。また、模倣品だけでなく、その製造に使用された設備・機器類も没収・破棄の対象となるようにする(18USC2320(b)改正)。
- (3) 模倣品の刑罰規定における「traffic」の定義⁸を、現状に即し修正(18USC2320(e)(2)改正)。

(了)

⁸ The PAGS (Protecting American Goods and Services) Act fills certain important gaps in current counterfeiting law by clarifying the term “trafficking” to ensure that it is illegal to: Possess counterfeit goods with the intention of selling them; give away counterfeit goods in exchange for some future benefit--in effect, the “bartering” of counterfeit goods in such a way that avoids criminality and import or export counterfeit goods or unauthorized copies of copyrighted works. (Congressional Record S12713 抜粋)